

平成25年2月26日、第18回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1番	中	村	正	生
2番	笠	原	康	博
3番	房	川	喜	洋
4番	氏	家	康	夫
5番	杉	本	公	也
6番	柴	野	忠	征
7番	滝	本		広
8番	本	田	信	幸
9番	太	田		誠
10番	國	見	正	則
11番	久	保	伸	一
12番	小	沼		悟
13番	佐	々	木	邦
14番	重	松	秀	光
15番	纒	坂	尚	久
16番	金	刺	健	四郎
17番	安	田		稔
18番	戸	田	重	勝

附議した案件

- 議案第 8 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 8 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 8 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第 8 5 号 農地法第 6 条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について
議案第 8 6 号 農業委員会等に関する法律第 2 9 条の規定による費用額の負担及び徴収に関する条例を廃止する条例制定について
報告第 5 5 号 農政委員会開催報告について

本日出席した職員

事 務 局 長	原 田 武 志
農地係長・庶務係長	若 森 修 二
農 地 主 査	吉 田 佳 弘
係	本 間 光 代

(開 会 1 3 時 1 5 分)

- 議 長 定刻になりました。
ただ今の出席委員は 1 8 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第 1 8 回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程 1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第 2 4 条第 2 項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
2 番 笠 原 康 博 委員
3 番 房 川 喜 洋 委員
以上、2 名を指名致します。
日程 2、会務報告を事務局長から報告致します。
事務局長

- 事務局長 1 月 2 8 日の総会以降につきまして会務報告を致します。
項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。
最初に、中標津町農業後継者対策協議会主催のトーヨーグランドホテルを会場に 2 月 8 日に行われた、結婚 7 年までの後継者のお嫁さんを対象とした「フレッシュ・ミズのつどい」であります。
当初、1 3 名の参加申込がりましたが、当日の悪天候、子どもの体調不良などで欠席があり、8 名の参加でありました。午前中は、中標津町保健センターの保健師による講演、お昼からは昼食を兼ねた懇談会により親交を深めたところであります。

主催者代表として、副会長の安田会長が出席し挨拶を行っております。

最後に、2月15日から17日までの2泊3日で行われました、中標津町農業後継者対策協議会主催の冬季交流会であります。今回は、道内外の女性を対象に募集し、道外から5名、道内は札幌市から1名で、合計6名の参加で行いました。

今回は、女満別空港を利用した流水観光、計根別農協の家畜育成センター見学、参加青年宅の施設訪問、歓迎交流会等で交流を深めたところであり、引き続きの交流の期待しております。

16日の中標津町での歓迎交流会には、副会長である安田会長が出席し激励の挨拶を行っております。

以上、会務報告と致します。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員

金刺委員 16番金刺です。

上程になりました、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1)について説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町桜ヶ丘

歳 無職

譲受人 中標津町東

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	45,961	牧草畑
"		"	"	1,638	"
"		"	"	1,121	"
"		"	"	572	"
計4筆			畑	49,292	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 離農のため

譲受人 農地を取得して営農を開始するもの

4. 移転の方法 所有権の移転

5. 価格 3,600,000円

6. 資金調達方法 L資金 3,600,000円

7. 当事者の経営状況

家族	農従者	営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

8. 見取図 別紙

この案件につきましては、 の離農に伴い、農地を家畜施設等と合わせてすべて に譲渡するものであり、 につきましては先の12月総会で農政委員会での協議結果報告のとおり、新規就農者として本農業委員会の認定審査会において認められた方であります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。
 (「ありません」の声多数。)
 なければ質疑を打ち切ります。
 (2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
 (挙手あり) 本田委員

本田委員 8番本田です。
 議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請について」(2)について説明致します。
 (以下、議案資料を朗読)

(2)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 釧路市幸町

譲受人 中標津町字養老牛

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		畑	畑	634	牧草畑

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 国有地を売り払うもの

譲受人 国有地の売り払いを受けるもの

4. 移転の方法 所有権の移転

5. 価格 13,000円

6. 資金調達方法 自己資金 13,000円

7. 当事者の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	
人	人				牛頭

8. 見取図 別紙

この案件につきましては、 の号線用地を が一団の畑として使用している部分が判明したため、売り渡しの申請をしたものです。

価格につきましては、あっせん価格の上限額80万円より が時点修正を行い算出したものであります。中標津町での通常の農地売買価格とはかなり差がありますが、農地法での売買であるため調和要件を逸脱する事案とはならないものであります。

別添の調査書のとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の

すべてを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程致します。
(1)と(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 小沼委員

小沼委員 12番小沼です。

議案第83号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)(2)を一括説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 中標津町字武佐
借主 中標津町東

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	41,369の内 16,067	

3. 許可を受けようとする事由 砂利採取のため
4. 転用の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
5. 権利の種類 使用貸借権
6. 採取量 砂利 45,785m³
7. 最大切深 15.0m
8. 見取図 別紙

(2)

1. 当事者の住所、氏名
貸主 釧路市
借主 中標津町東

2. 許可を受けようとする土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	備考
		公簿	現況		
		畑	畑	47,483の内 3,467	

3. 許可を受けようとする事由 砂利採取のため
 4. 転用の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
 5. 権利の種類 使用貸借権
 6. 採取量 砂利 9,432m³
 7. 最大切深 15.0m
 8. 見取図 別紙
-

この2件の案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地については施工業者立会いの元現地確認をしまして、平成24年12月15日に第1地区推進班において完了確認を行った農地の続き地を再度申請するものであります。

農用地区域内の農地ではありますが資源採取のための一時転用申請であり、採取後においては一団の10数町の農地として利用可能になることから、転用は止むを得ないものと判断致しました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1)と(2)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかりいたします。

本案は原案のとおり、北海道農業会議へ諮問することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし

議 長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、諮問致します。

日程5、議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 小沼委員

小沼村委員 12番小沼です。

議案第84号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明致します。

(以下、議案資料を朗読)

(1)

1. 当事者の住所、氏名、年齢、職業

譲渡人 中標津町字武佐

歳 農業

譲受人 中標津町字武佐

歳 農業

2. 土地の表示

所在	地番	地目		面積(m ²)	利用状況
		公簿	現況		
		原野	畑	11,278	普通畑
〃		畑	〃	13,523	〃
〃		〃	〃	15,134	〃

〃		〃	〃	5,555	〃
〃		山林	〃	8,156	〃
〃		原野	〃	2,803	〃
〃		山林	〃	3,130	〃
計7筆			畑	59,579	

3. 許可を受けようとする事由

譲渡人 近隣農家に譲渡するもの

譲受人 譲渡を受け経営規模拡大するもの

4. 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容 所有権の移転

5. 価格 3,602,000円

6. 資金調達方法 経済改善資金 3,600,000円

自己資金 2,000円

7. 譲受人の経営状況

家族	農従者	経営地			家畜
		畑 m ²	採草放牧地 m ²	計 m ²	牛頭
人	人				

8. 適用 農業経営基盤強化促進事業

9. 見取図 別紙

この案件につきましては、 所有の農地の一部を譲渡するにあたり地域において協議したところ、近隣農家の が取得することに決定したものです。

別添調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断致しました。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程6、議案第85号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地主査

農地主査 議案第85号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。

15ページをお開きください。

平成24年分の報告書が提出されました。

記載の通り、農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
(「ありません」の声多数。)
なければ質疑を打ち切ります。
おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程7、報告第55号「農政委員会開催報告について」を議題に供します。
内容を委員長から報告願います。
(挙手あり) 纒坂委員長。

纒坂委員 15番纒坂です。
議案書19ページをお開きください。
(以下、議案資料を朗読)

平成25年2月18日役場201号会議室において、農政委員会を開催し審議を行ったので、中標津町農業委員会会議規則第23条の規定によりその結果を報告します。

審議内容

1. 「農業委員会等に関する法律第29条の規定による費用額の負担及び徴収に関する条例」の廃止について

町全体で条例規則の見直しの指示があり、既に条例の目的が終了しているもの現状と合わなくなった条例等の改廃を求められております。本条例については、昭和24年に制定され昭和32年の改正を経て現在に至っており、過去30年間では本条例による費用額の負担徴収は行われていない状況であります。

協議結果

現在、農業委員会が農地に立ち入り調査を必要とする事案はなく、条例制定当時とは異なり国土調査が行われた中標津町で、今後もその様な事案の発生は想定されない事から、本条例は廃止するとの結論となったところであります。

2. 平成25年度総会日程について

協議結果

事務局から提案のあった日程により行おうが、諸般の事情により開催困難となる場合は随時変更を行うとしたところであります。

3. 平成26年農業政策と予算に関する要望・意見の提出について

本年5月30日の全国農業委員会会長大会に併せて行われる、道選出国會議員に対し要請活動における要望・意見の集約を根室地方農業委員会連合会が行っており、本農業委員会の要望・意見を求められているものであります。

協議結果

本農業委員会としては、近年離農時における農地処分方法で賃貸借により比率が増加しており、担い手農業者の経営に悪影響を及ぼしていること、旧農業者年金破綻時に農業者年金を脱退し現在農業者年金の加入をしていない経営者が経営移譲の時期を迎え、生前一括贈与による納税猶予の適用を受けている経営者の贈与税が経営移譲を行った場合、確定してしまう制度となっていることなどの解消を要望の目的とした要望・意見を提出するとの結論となったところであります。

以上、農政委員会の開催報告と致します。

議長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

以上で農政委員会の報告を終わります。

日程 8、議案第 86 号「農業委員会等に関する法律第 29 条の規定による費用額の負担及び徴収に関する条例を廃止する条例制定について」を上程します。

提案内容を事務局から説明致します。

事務局長

事務局長 議案第 86 号「農業委員会等に関する法律第 29 条の規定による費用額の負担及び徴収に関する条例を廃止する条例について」の提案理由についてご説明申し上げます。

議案書の 17 ページをお開き下さい。

本条例は、昭和 24 年に制定され昭和 32 年に 1 度改正された後、現在に至っているものであり、農業委員会がその所掌事務を行うため必要がある場合の現地調査等に掛かる経費の実費を当事者より徴収しているものであります。

先に農政委員会の協議結果が委員長から報告がありましたとおり、本条例は既に役目を終了していることから、農業委員会等に関する法律第 29 条の規定による費用額の負担及び徴収に関する条例、昭和 24 年条例第 13 号は廃止するものであります。

附則としまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(「ありません」の声多数。)

なければ質疑を打ち切ります。

おはかり致します。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認されました。

なお本条例は、平成 25 年中標津町議会 3 月定例会に上程され、正式に決定される運びとなっております。

以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。

これをもちまして、第 18 回総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

(閉会 13 時 37 分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年2月26日

会 長 _____

2 番 _____

3 番 _____